

返戻金制度について

オフィスメイト株式会社

有料職業紹介事業許可番号：30-ユ-030004

当社は、紹介により就職した求職者の方が早期に退職した場合に手数料を返戻する制度を設けております。

当社の紹介により就職した者が入社後 1 か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

記

入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合・・・紹介手数料の 5 0 %

※ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は職業紹介に関する契約書により別の定めをする場合があります。

以上